

改正

平成12年3月21日条例第24号

平成12年12月20日条例第36号

平成15年3月17日条例第12号

平成25年12月16日条例第24号

平成26年12月12日条例第27号

平成31年3月12日条例第18号

令和元年6月14日条例第21号

令和2年4月1日条例第14号

雫石町水道事業給水条例

雫石町水道事業給水条例（昭和37年雫石町条例第11号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条～第15条）

第3章 給水（第16条～第26条）

第4章 料金及び手数料（第27条～第35条）

第5章 管理（第36条～第43条）

第6章 開発工事負担金（第44条）

第7章 貯水槽水道（第45条・第46条）

第8章 補則（第47条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令に定めがあるもののほか、雫石町水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 雫石町水道事業の給水区域は、雫石町水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の

設置等に関する条例（昭和42年雫石町条例第4号）第2条第2項に定める区域とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置の種類は、次の3種類とする。

- （1） 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- （2） 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- （3） 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（この条例において「給水装置工事」という。）しようとする者は、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により申込みをした者は、給水装置工事について利害関係人がある場合は、その者の同意を得なければならない。

（新設等の費用負担）

第6条 給水装置工事に要する費用は、当該工事を行う者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

（工事の施行及び検査）

第7条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事完了検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者は、給水装置の新設、改造又は修繕をするに当たっては、当該給水装

置の構造及びその材料を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合させなければならない。

（給水管及び給水用具の指定）

第8条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、給水装置のうち配水管から水道メーター（以下「メーター」という。）までの部分に係る構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指定することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第9条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

（1）材料費

（2）運搬費

（3）労力費

（4）道路復旧費

（5）工事監督費

（6）工事雑費

（7）間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

（工事費の予納）

第10条 町長に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により申込みをした者が同項の工事費の概算額を指定納期限までに納付しないときは、当該申込みの承認を取り消すことができる。

3 第1項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

（工事費の分納）

第11条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、特別な

理由があると認められるときは、町長の承認を受けて、10カ月以内において分納することができる。

(給水装置所有権の移転の時期)

第12条 町長が、給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該給水装置工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第13条 町長が施行した給水装置工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、町長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、町長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、町長にその損害を賠償しなければならない。

(第三者の異議についての責任)

第14条 町長が施行する給水装置工事について、利害関係人又はその他の者から異議があるときは、工事申込者がその責を負うものとする。

(給水装置の変更等の工事)

第15条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者又は使用者の同意がなくても当該給水装置工事を施行することができる。

2 前項の場合において、給水装置の変更に要する費用は、配水管の移転等その工事の必要を生じさせた者の負担とする。ただし、町長が町の負担で施行することが適当と認めたときは、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第16条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上必要な場合その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止しないものとする。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、町はその責を負わない。

(給水契約の申込み)

第17条 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(加入負担金)

第18条 給水装置の新設又は増径（給水装置の改造でメーターの口径の増大を伴うものをいう。以下同じ。）をする者から、次の各号に定める額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税相当額」という。）を加えた額の加入負担金を徴収する。

(1) 新設の場合 メーターの口径に応じ別表第1に定める額

(2) 増径の場合 増径前後の各メーターの口径に対応する別表第1の額の差額に相当する額

2 前項に規定する加入負担金は、第5条第1項の規定による承認の際、町長が発行する納入通知書により納入しなければならない。

3 既納の加入負担金は還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(給水装置の所有者の代理人)

第19条 町長は、この条例に定める事項を処理させるため必要があると認めたときは、給水装置の所有者に対して、町内に居住する者のうちから代理人を定め、町長に届け出させることができる。代理人に異動があったときも同様とする。

(管理人の選定)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第21条 給水量は、町のメーターにより計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は町長が定める。

(メーターの貸与及び管理)

第22条 メーターは、町長が設置して、水道使用者、管理人又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与する。

2 前項の規定により貸与を受けた水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等は、管理義務を怠ったためにメーターを亡失又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第23条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

（1）水道の使用をやめるとき。

（2）水道の使用用途を変更するとき。

（3）消防訓練に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

（1）水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

（2）給水装置の所有者に変更があったとき。

（3）消防用として水道を使用したとき。

（4）管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

（私設消火栓の使用）

第24条 私設消火栓は、消防又は消防訓練の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防訓練に使用するときは、町長の指定する職員の立会いを受けなければならない。

3 私設消火栓は、町長において封かんする。

（水道使用者等の管理上の責任）

第25条 水道使用者等は、善良な管理のもとに必要な注意を払い、水が汚染され、又は漏水しないよう給水装置を管理し、これらに異常があると認めたときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において給水装置を修繕する必要があるときは、水道使用者等は速やかに修繕工事を行わなければならない。この場合において、当該修繕工事に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第26条 町長は、水道使用者等から給水装置の機能又は水質について検査の請求があったときは、検査を実施し、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査に係る費用については、請求者に請求することができる。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者（第20条第1項各号に該当する場合にあつては管理人。以下同じ。）から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第28条 料金は、別表第2の基本料金、超過料金及び別表第3のメーター使用料のそれぞれの区分に応じた額の合計額に消費税相当額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第29条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日をいう。）にメーターの検針を行い、その使用水量をもってその日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日に検針を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第30条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があるとき。
- (2) 料率の異なる2種類以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。
- (5) 水道使用者等の責任によらない漏水があったと認められたとき。

(特別な場合における料金の算定)

第31条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの基本料金、超過料金及びメーター使用料は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日以内の場合 基本料金及びメーター使用料については別表第2及び別表第3に定める額の2分の1の額とし、超過料金については使用水量が別表第2に定める基本水量

の2分の1以上である場合に徴収するものとし、その額は、その基本水量の2分の1を超えた使用水量に係る額とする。

(2) 使用日数が15日を超える場合 別表第2及び別表第3に定める額

2 月の中途において、口径又は用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第32条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、水道の使用をやめたとき、又は町長が必要があると認めたときは、その都度これを徴収することができる。

2 前項本文の規定により徴収する料金の納期限は、第29条に規定する定例日の属する月の翌月の25日とし、この日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他一般の休日又は政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

(手数料)

第34条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から徴収する。

(1) 第7条第1項の指定(法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新を含む。) 1件につき11,000円

(2) 第7条第2項の設計審査 次表に定める額

区 分		金 額
給水装置を新設又は改造する場合	分岐口径(配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。)が20ミリメートル以下	2,000
	分岐口径が25ミリメートル以上40ミリメートル以下	4,000
	分岐口径が50ミリメートル以上	6,000
給水装置を修繕する場合		2,000
給水装置を撤去する場合		1,000

(3) 第7条第2項の工事完了検査 次表に定める額

区 分		金 額
給水装置を新設又は改造する場合	分岐口径（配水管又は給水管から分岐する部分の給水管の口径をいう。以下同じ。）が20ミリメートル以下	4,000
	分岐口径が25ミリメートル以上40ミリメートル以下	6,000
	分岐口径が50ミリメートル以上	6,000
給水装置を修繕する場合		4,000
給水装置を撤去する場合		2,000

(4) 給水装置図面の写しの交付 1枚につき300円

(5) 管網図の写しの交付 1枚につき300円

(6) 各種証明書の交付 1枚につき300円

2 前項に規定する手数料は、同項各号に掲げる事務の申込みの際、町長が発行する納入通知書により納入しなければならない。

3 既納の手数料は還付しない。ただし、第1項第3号に規定する工事完了検査手数料について、給水装置工事の申込みが取り下げられた場合は、この限りでない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第35条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第36条 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

2 前項に要する費用は、指示された者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその

者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する確認に要する費用は、当該確認の申込者の負担とする。

(給水の停止)

第38条 町長は、水道使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

(1) 第9条の工事費、第28条の料金又は第34条の手数料を指定納期限内に納入しないとき。

(2) 正当な理由がなく第29条のメーターの検針若しくは第36条第1項の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれがある器物又は施設と連結して使用したとき。

(4) この条例に規定する手続きをしないで給水装置を設置及び使用したとき。

(給水装置の切離し)

第39条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者の所在が不明で、90日以上給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(納入の通知及び督促)

第40条 町長は、この条例に基づき、給水装置工事の工事費、加入負担金、料金、手数料その他の費用(以下「納入金」という。)を徴収しようとする場合は、これを調定し、納期限を指定の上、納期限の10日前までに、納入すべき者に対し納入通知書により納入の通知をしなければならない。ただし、第33条第1項に規定する口座振替により料金を徴収しようとする場合は、納入の通知を指定金融機関に対し行うものとする。

2 第33条第1項ただし書の規定により料金を徴収しようとする場合は、口頭による納入の通知をすることができる。

3 町長は、第1項の規定により納入の通知をした場合において、納期限までに納入金を完納しない者があるときは、その納期限から10日以内に督促状を発行しなければならない。

4 前項の督促状に指定すべき納期限は、その督促状の発行の日から15日以内とする。

(過料)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第21条第2項のメーター設置、第29条のメーターの検針、第36条の検査若しくは第38条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第24条第3項の封かんをみだりに破棄した者
- (4) 第25条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(料金を免れた者に対する過料)

第42条 詐欺その他不正行為により納入金の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(水道施設の破損)

第43条 第2条に規定する給水区域内において、町が管理する水道施設を損壊し、又は機能に障害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

第6章 開発工事負担金

(工事負担金)

第44条 町長は、住宅団地の造成、大規模な建築物に係る造成又は建築による新たな給水の申込みに応じるため、町の水道施設の建築又は増強を必要とするときは、当該建築又は増強に要する費用の全部又は一部をその申込者から工事負担金として徴収することができる。

2 前項の工事負担金の算出方法及び徴収方法は、別に町長が定める。

3 町長は、第1項の工事負担金について、特別な理由があると認めるときは、当該負担金の全部又は一部を免除することができる。

第7章 貯水槽水道

(町の責務)

第45条 町長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道を適切に管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第8章 補則

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正前の雫石町水道事業給水条例の規定によって行った処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（平成12年3月21日条例第24号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月20日条例第36号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月17日条例第12号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月16日条例第24号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 第25条の規定による改正後の雫石町水道事業給水条例第29条の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月12日条例第27号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月12日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第41条の規定にかかわらず、平成31年2月分までの水道料金の督促に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月14日条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 3 第27条の規定による改正後の雫石町水道事業給水条例第29条の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月10日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第18条関係)

加入負担金

口径別	加入負担金
13ミリメートル	35,000円
20ミリメートル	80,000円
25ミリメートル	150,000円
40ミリメートル	350,000円
50ミリメートル	700,000円

口径50ミリメートルを超えるものについては、その都度町長が定める。

別表第2 (第28条関係)

水道料金

(1) 専用給水装置

用途別	基本水量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過料金
一般用	10立方メートルまで	1,310円	使用水量10立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 145円
団体用	10立方メートルまで	1,800円	使用水量10立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 220円
営業用	10立方メートルまで	1,800円	使用水量10立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 220円
工業用	100立方メートルまで	18,000円	使用水量100立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 220円
湯屋用	100立方メートルまで	8,400円	使用水量100立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 180円
温泉旅館用	100立方メートルまで	13,200円	使用水量100立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 220円
プール用	使用水量1立方メートルにつき 200円		
臨時用	使用水量1立方メートルにつき 400円		

(2) 共用給水装置

用途別	基本水量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過料金
一般用	一世帯につき 10立方メートルまで	1,310円	使用水量10立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 145円

別表第3 (第28条関係)

メーター使用料

口径別	使用料 (1月につき)
13ミリメートル	170円
20ミリメートル	230円
25ミリメートル	250円
40ミリメートル	400円

50ミリメートル	1,600円
75ミリメートル	1,800円